安曇野市こどもの生活・学習支援金（受験料補助）　よくある質問

対象について

Q　対象とする学校について，何か条件がありますか。
A　学校は、以下のとおりです。
「大学等」：学校教育法に規定する『大学』 『短期大学』 『専門学校（専修学校専門課程）』『高等専門学校（４年次編入）』
「高等学校等」：学校教育法に規定する『高等学校』 『高等専門学校(新入学)』
※　いわゆる「高専」は、「新入学」は『高等学校』と同様、「４年次編入」は『大学』等と同様の扱いとなります。

Q　入学金は対象となりますか。
A　対象は「受験料（検定料）」のみです。
「入学金」「授業料」「施設設備費」「初年度納付金」「授業料」等は、対象外です。

Q　大学入学共通テストの受験料も対象となりますか。
A　対象となります。
【支払を証明する書類の例】
- 大学入学共通テスト振替払込受領証(写)
- クレジットカード決済の明細(写)（支払日・金額が確認できるもの）
- 試験運営団体が発行する領収書(写)、受験票と決済画面のスクリーンショット 等

Q　学校で受験した模擬試験（学校で一律に申し込むもの）は対象となりますか。塾の場合は？
A　学校経費として学校が一括支払している分は対象外です。保護者が別途個人で支払い、模擬試験受験料として参加者名のある領収書が提出できる場合は対象となります。
塾の場合は、塾の受講料に模擬試験料金が含まれている場合は対象外です。ただし、模擬試験受験料が個別に分かれており、保護者名または受験者名のある領収書が個別に提出できる場合は対象です。

Q　中学２年生や高校１年生が受けた模擬試験受験料は対象になりますか。
A　対象となりません。
模擬試験の補助対象は、次のとおりです。
- 中学３年生（中学を卒業して高等学校等へ進学を目指す年度の受験生）
- 高校３年生（「19 歳になる年度」の受験生を含む）

それ以外の学年（中１～中２、高１～高２）の模擬試験は、対象外です。

Q　高校入試の受験料は対象になりますか。
A　中学３年生の高校入試の受験料は、対象外です。

Q　高校・大学等に進学しませんでしたが，事前に受けた模擬試験受験料は助成対象になりますか。
A　入学の有無や合否に関わらず、要件に該当する受験料は対象となります。

Q　10 月まで児童扶養手当を受給していましたが，申請日現在は受給していません（児童扶養手当は所得により「全部停止」です）。対象になりますか。
A　申請日時点で児童扶養手当を受給していない場合は、対象外です。

Q　ひとり親ですが遺族年金受給のため児童扶養手当を受給していません。対象となりますか。
A　申請日時点で児童扶養手当を受給していない場合は、対象外です。

Q　安曇野市内に通勤・通学していますが，住所が市外の場合は申請できますか。
A　申請者の住民登録が受験料の支払い時点と申請日時点で安曇野市にあることが要件ですので，市外在住の場合は対象外です。

Q　【非課税世帯の場合】自分（児童の親）は非課税世帯ですが，同居している父（児童の祖父）が住民税課税の場合，対象となりますか。
A　「申請者の属する世帯」の世帯全員が非課税であることが必要であるため、課税されている親族（祖父）が同一世帯の場合は、対象外です。
課税者である祖父が別世帯の場合は、対象となります。

申請について

Q　令和８年度の申請期間はいつまでですか。
A　「令和９年３月 31 日まで」です。

Q　後期日程(２次募集)等を受験予定で，３月末までに必要書類(領収書等)が間に合わないかもしれません。どうすれば良いですか。
A　受験予定の大学等や受験日等を確認の上、事前に担当までご相談ください。

Q　郵送でも申請はできますか。
A　郵送でも申請は可能です。以下までお送りください。(書類の不備等があった場合、後日連絡する場合があります。)
＜送付先＞　〒399-8281 安曇野市豊科 6000
安曇野市役所 子ども家庭支援課 子育て給付係 行

Q　支所でも申請はできますか。
A　原則、本庁の子育て給付係での申請をお願いしておりますが、本庁への来庁が難しい場合には支所へご提出ください。(本庁へ回送後審査しますので、書類の不備等があった場合は後日連絡する場合があります。)

Q　受験生本人の申請は可能ですか。
A　申請は、保護者の方でお願いします。

Q　孫と一緒に住んでいますが，私（祖父または祖母）が申請できますか。
A
○ 【児童扶養手当受給世帯】の場合
児童の父母が児童扶養手当受給者の場合は，祖父母は申請できません。
児童の親（母または父）で申請してください。
養育者として、祖父母が児童扶養手当を受給している場合は可能です。
○ 【非課税世帯】の場合
孫（児童）と同じ世帯であれば，祖父母も申請可能です。

Q　複数の学校の受験料（又は模擬試験受験料）について申請できますか。
A　複数の受験料をまとめて申請できます。
申請は子ども１人につき１年度に１回限りとなるので，まとめて申請してください。
ただし，合計額が上限額を超える場合，補助額は上限額までです。
（例）中学３年生模擬試験（補助上限額 6,000 円）の場合
・模擬試験 １回分（4,400 円）で申請　⇒ 補助額 4,400 円
・模擬試験 ２回分（4,400 円×２回＝8,800 円）で申請　⇒ 補助額 6,000 円

Q　既に１つの受験料で申請しましたが，別の受験料(又は模擬試験受験料)についても追加で申請できますか。

A　追加の申請はできません。
申請は子ども１人につき１年度に１回限りとなるので，まとめて申請してください。
受験料と模試費用の両方を申請される場合（高校３年生のみ）も，まとめて申請してください。

添付書類について

Q　領収書を紛失してしまいましたが，申請できますか。

A　領収金額のわかるもの，その学校・模擬試験を受けたことがわかるものなど，複数の書類を組み合わせても構いませんので，領収書と同じ項目が確認できるものを提出してください。
【支払方法別の提出書類の例】
- 現金振替　　：振替払込受領証(写)…受験名・金額が確認できるもの
- クレジットカード：カード会社の利用明細(写)・試験運営団体からの領収書(写)
- オンライン決済　：支払確認メール(写)・画面スクリーンショット＋受験票(写) 等

（注）受験者名／支払日／金額が確認できる資料をご用意ください。

Q　提出した添付書類を後で返却してもらえませんか。

A　添付書類は返却できませんので，領収書等はコピーを提出してください。
本庁の子育て給付係で申請される場合は、窓口でコピーできます。

Q　家族の所得証明書が必要ですか。

A　要件が「非課税世帯」で、令和８年度の所得が確認できない方（令和８年１月１日時点で安曇野市に住民登録がない方）のみ，所得証明書を提出してください。(18 歳以上の世帯全員分)

支払いについて

Q　子どもの口座に入金してほしいのですが。

A　申請者（保護者）名義の口座への支給となり、お子さん名義の口座には支給できません。

Q　申請からどれくらいで入金されますか。

A　申請から入金までは、１か月から２か月程度を予定しています。